

2020年度事業計画

1. 事業活動方針

当財団の事業活動財源は保有債券の利子収入であり、現在のような極端な低金利市場となる前に購入した債券を保有していたため、相当の事業活動に見合う収入を得ておりました。しかしながらその保有債券が本年と翌年とで殆ど全て償還期日を迎え、これに代わる新たな債券を購入しても今までのような利子の確保は殆ど不可能であり、今後その不足分を補いながらどのように事業展開して行くか、はっきりした方針を決めなければならない時期となりました。

本年におきましては償還を迎えた債権の利子減額分がそのまま助成金総額に影響を与えることとなりますが、ここ数年来財団として精一杯の助成を行ってきたことから、過去の苦しい時代の活動に比べ、いまだ相当の活動は出来るものと考えます。

公益財団法人として、公益法人制度改革3法の財務3基準をクリアーしながら継続して助成活動を実施致します。

2. 事業内容

社会福祉団体及び社会福祉関係のボランティア活動団体の支援(第4条1号事業)

1) 神奈川県下の障害者又は高齢者に関わる社会福祉活動を行う事業団体、ボランティア団体等を支援するために助成金を支給する。

① 実施時期を次の通りとする。

5月 助成応募申請受付(受付期間1ヶ月)

7月 審査委員会で助成先を選考、助成額を決定し、その結果をもとに理事会で審議、最終決定する。

8月 決定通知の発送及び助成金交付開始

② 助成金の使途は次の通りとし、それぞれ助成上限額を定める。

- ・ 機器(設備含む)の購入費 上限40万円
- ・ 事業活動費(年周行事などその年に特別に実施するイベント・調査研究等) 上限20万円
- ・ 事業運営経費(年間諸経費の不足等) 上限10万円

③ 助成金総額 1,200万円を以下の3つの対象区分に分け、それぞれ助成金額と助成先団体数を定める。

ア) 社会福祉事業団体(法人団体、当事者団体及びその上部団体又はこれに準ずる団体、地域活動支援センター等の諸施設)への支援

○助成金額 700万円の範囲内で、助成先団体40団体を目途とする。

イ) 社会福祉ボランティア団体（市民ボランティア活動団体、当事者保護者団体等）への支援

○助成金額 400万円の範囲内で、助成先団体30団体を目途とする。

ウ) その他社会福祉活動（上記ア）、イ）以外の必要と認めた社会福祉活動を行う団体等）への支援

○助成金額 100万円の範囲内で、助成先団体5団体を目途とする。

尚、ア）、イ）、ウ）の各助成金額及び助成先団体数は応募申請の状況により全体で調整変更することとする。

2) かながわともしびセンター活動支援

① 目的：当該センターが実施する福祉作文コンクールの「ふれあい賞」に対する記念品の支給

② 対象：県内小学生・中学生

③ 助成の範囲：コンクールでの優秀賞「ふれあい賞」に対する記念品の支給助成

④ 助成額：2万円以内を目途とする。

⑤ 時期：当該センターの計画による。

9月 募集締切

11月 県審査会

12月 表彰式

3) 助成先との交流会・助成先訪問

① 助成先との交流会

・目的：助成ニーズの把握と次年度以降助成の在り方の研究

・時期：2020年10月または11月

・交流団体数：1グループ6～8団体とする。

② 助成先訪問

助成した団体又はボランティア団体の内5～6ヶ所を目途に、助成の実施確認と助成先の状況を視察する。

以上